

危機に直面



表IV 超過負担の推移

昭和	2億	3	4	5
50年	2億9,174万円 (2億1,692万円)			
51年	3億4,817万円 (2億4,425万円)			
52年	3億7,682万円 (3億40万円)			
53年	4億2,120万円 (3億4,288万円)			
54年	4億6,233万円 (3億5,686万円)			

()内は保育所運営費分

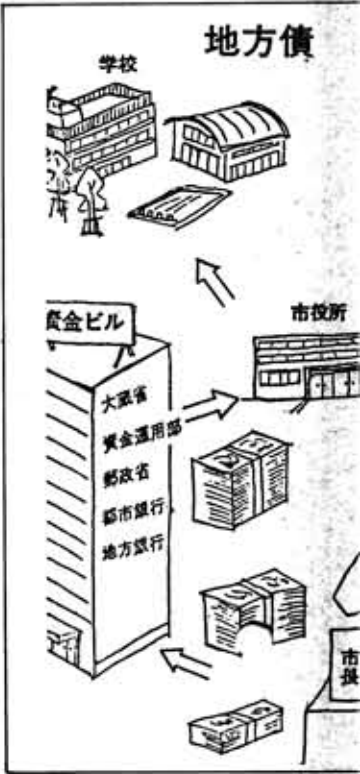
実情にあわない 国の基準

また、財政悪化の要因の中に「超過負担」というものがあります。超過負担とは、本来市が負担すべき額を超えた分まで市が負担することです。この超過負担の生ずる原因は、国の定める一定の数量(面積、職員数等)、単価などが、その時々適正な施設水準・給与水準・物価水準にマッチせず、実情

超過負担も「悩みのタネ」

にそぐわないためです。本市の超過負担額をみてみると、昭和五十四年は約四億六千二百万円、そして今年度は約四億九千二百万円となる見込みです。この超過負担が著しくあつては、保育所の運営費がなくなります。昭和五十四年度の運営費をみると、総額では約五億二千五百四十四万円の経費がかかっていますが、そのうち約三億五千六百八十六万円が市の超過負担となつていいます。(表IV)

これを保育所に入っている乳幼児一人あたりにみると、乳幼児一人につき年額約四十四万円の持ち出しになっていいます。市では、これだけの持ち出しをしながらも、保育内容の充実(保育の増員・施設の整備など)のため努力しています。しかし、前に説明したとおり、国は一定の基準額しか出さず、地域性や保育内容などは考えてくれません。



表III 地方債現在高調べ

昭和年度	54	55
年度末現在高	4,313,414	4,499,795
中学校分		
合計	4,313,414	4,499,795

◇財政健全化計画の期間
昭和55年度から58年度までの4年間

◇財政健全化の基本方針
財政の健全性を回復しながら、一層住民福祉の向上を期すべきことを深く認識し、自主性と責任をもって財政運営にあたることを基本とする。

◇財政健全化計画基本目標
昭和58年度の経常収支比率を80%にする。

◇歳入に関する事項
市税収入について
課税容体について
市市民税については、未申告者の調査、脱漏者の発見等課税容体の把握に

努力するものとする。

(1)固定資産税については土地の現況評価、未届建物の調査を積極的推進するものとする。

イ市税収納率の確保について
現年度分については、自主納税思想の啓蒙および口座振替制度の普及に努め、収納率の向上をはかるものとする。

(2)滞納分については、全庁的な対応策を講ずることにより、滞納整理に努め、税負担の公平を期するものとする。

(3)税外収入について
使用料および手数料については、所要経費の増徴他団体との均衡等を考慮し、適正額に改正するものとする。

イ保育料については、実態を勘案し、適正化に努めるものとする。

ウその他の収入については合理的な方法により収入の増加に努めるものとする。

◇歳出に関する事項
1人件費について
職員給について
給料、諸手当および昇給運用基準等については、財政構造下の給与の実態を勘案し、一定の措置を講ずるものとする

イ職員定数について
職員定数は、健全化期

の増加に努めるものとする。

アアルバイト賃金については、雇用を臨時的業務にとどめ、かつ必要最少限の人員とし、その節減に努めるものとする。

イ旅費については、日当支給等の一部を改正するとともに、出張命令にあたっては、その目的・効果を精査し、人員を最少限に抑制してその節減に努めるものとする。

目的・効果等を十分に検討し、節減に努めるものとする。

カ備品購入費については、施設増によるものは必要最少限度にとどめ、更新については極力抑制し、節減に努めるものとする。

キその他の経費については現状を検討し、その支出を極力抑制するものとする

4補助費等について
ア公共団体(一部事務組合)に対する負担金については、常に連絡協議を密にし、最低必要額にとどめるものとする。

イ報償費については、各種謝礼・その他の報償費は必要最少限度の範囲内にとどめるものとする。

ウ行政の関与する団体(事務協議会等)に対する負担金と補助金については負担基準が運営の実態に則するよう努めるとともに構成市町および団体等の性質が同質のものは統合を働きかけるなど経費の節減に努めるものとする。

ニ各種団体等に対する負担金と補助金については、

健全化計画の内容

1 補助費について
ア生活保護法・老人福祉法身体障害者福祉法等の法律に基づく義務的な扶助費については、国・府の基準により措置するものとする。

イ市単独による福祉施策については、原則として現行制度によるものとする。

2 扶助費について
ウ需用費については、不要不急の経費を削減するとともに、電気をはじめ水道・ガス等の消費量の節減に努めるものとする。

エ役務費については、電話郵便などその使用方法等を再検討し、経費の節減に努めるものとする。

3 扶助費について
ア生活保護法・老人福祉法身体障害者福祉法等の法律に基づく義務的な扶助費については、国・府の基準により措置するものとする。

イ市単独による福祉施策については、原則として現行制度によるものとする。

4 補助費等について
ア公共団体(一部事務組合)に対する負担金については、常に連絡協議を密にし、最低必要額にとどめるものとする。

イ報償費については、各種謝礼・その他の報償費は必要最少限度の範囲内にとどめるものとする。

ウ行政の関与する団体(事務協議会等)に対する負担金と補助金については負担基準が運営の実態に則するよう努めるとともに構成市町および団体等の性質が同質のものは統合を働きかけるなど経費の節減に努めるものとする。

ニ各種団体等に対する負担金と補助金については、

地域児童文庫をご利用下さい

中央公民館では、52年度から「地域児童文庫」に対する図書貸出し制度を実施しています。

これは、中央公民館の図書室を距離的・時間的に利用しにくい地域の児童・生徒のために、一定期間、図書を地域に貸出すものです。

貸出し要領はつぎのとおりです。どうぞご利用ください。

▷対象 市内の隣組、自治会および団地(マンションを含む)などに居住し、その地域内の誰でもが使用できる場所を有する方

▷貸出し期間 2か月間
(ただし、毎年9月30日と3月31日には貸出し図書を全部返却のこと)

▷貸出し冊数 1回につき100冊

▷申込み方法 代表者(借受け責任者)が中央公民館にある「地域児童文庫図書貸出し申請書」に必要事項を記入のうえ、中央公民館へ提出してください。

▷申込み・お問い合わせ 中央公民館 電話932-3166

ダンボールは必ずこわして

ダンボール(みかん箱など)は、必ずこわして30cm~50cm位の大きさに切り、ポリ袋に入れるか、5cm程度の厚さに束ねて出してください。

なお、ダンボールを束ねてなく、大きい場合は収集しないことがありますのでご注意ください。

良い出し方

(収集します)

悪い出し方

(収集しません)

九三二一八〇〇〇番